

プレスリリース（仮訳）

2015年9月17日 マドリッド

IOSCOは、本日、「IOSCOクロスボーダー規制タスクフォース」と題する報告書を公表した。

国際化した証券市場におけるクロスボーダー規制の策定・実施における規制当局者の国際的な経験は、彼らが、金融サービスや商品の国境を越えた提供を過度に制約することなく、国内規制の有効性の確保に向けて直面する課題を浮き彫りにした。2013年6月、IOSCOは、政策担当者や当局者が、これらの課題への対応やクロスボーダーな規制の課題の詳細について検討することを助けるためにタスクフォースを設立した。

最終報告書では、クロスボーダーな規制が規制の重複、ギャップ、不一致を解決するために異なる形式の認証を通じて、一層取り組まれる方向にあることを示唆している。取組みの強化は、現段階において、多くは二国間で行われているが、多国間の対話についても、世界中で市場が成長し、新たに出現し続けることにより、監督上の覚書などを一層活用することで、更に発展していく。

報告書では、クロスボーダーな規制を支え、より効果的にクロスボーダーな問題への検討をIOSCOの作業の中に盛り込むため、一連の具体的な次のステップを紹介している。中でも、IOSCOの政策委員会は、これらの政策形成過程において、クロスボーダーな影響を特定・検討することを開始する予定である。例えば、法域間において規制が機能するタイミングや国内の政策形成過程段階の前に多国間の協力が一層必要か、ということについて検討する必要がある。

報告書は、規制当局者に対して、詳細な問題解決に向けた手助けとなるものを提供する。それには、クロスボーダーな規制の選択肢となる3つの一般的な形式のツールキット、補足するためのケーススタディ、外国の規制の枠組みとの同等性を評価するために用いられる過程に係る解説、ツールキットの利用に関する検討を盛り込んでいる。それらは、規制当局者や政策担当者が、クロスボーダーな規制のアプローチにつき、より一層、策定、実施、評価できるように促すものである。

報告書の分析や知見は、特に市場仲介業、証券取引市場、集団投資スキーム、金融市場インフラに関する、国境を越えて行われる金融活動に対する規制のア

アプローチについて、IOSCO メンバーシップをまたがるサーベイにより得られたものである。それらは、アプローチの策定や実施に当たって基礎となる合理性、経験、課題について強調している。

タスクフォースは、業界やその他の関係者からの見識を得るために、香港、ロンドン、ワシントン D.C.において3回のラウンドテーブルを実施するとともに、市中協議を実施した。クロスボーダーな規制を遵守する際の課題や、IOSCO がクロスボーダー規制に関するツールを策定・実施、またはメンバーの規制当局者間の協調を促すために何ができるか、について広範なインプットがあった。

「クロスボーダーな市場活動に対して、統一性を有する規制のアプローチを促進することは困難が存在し、とりわけ、それは市場や規制に関する哲学、その他の国内事情に存在する相違を考慮しなければならない。」「報告書は、その現実を反映したものだが、増加するグローバルでクロスボーダーな活動は、早晩、規制の矛盾や不一致の解決に向けて、更なる取り組みに帰結していくと認識している。」と、香港証券先物取引委員会長官で、タスクフォースの議長でもあるアシュリー・オルダー氏は述べている。

アン・エリティエ・ラシャ 教授は、「寄せられた全ての意見において、IOSCO がクロスボーダー規制の分野でより積極的役割を果たすことに対しては、明確で、全面的な支持があった。」と述べている。